

○木曾広域連合財政状況の公表に関する条例

〔平成 19 年 12 月 1 日〕
条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項に規定する時期に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、その事由のやんだときから 1 月以内にこれを公表しなければならない。

(公表の事項等)

第 3 条 前条第 1 項の規定により 6 月に行う財政状況の公表事項は、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次の各号に掲げる事項の概要を明らかにしたものとする。

(1) 歳入歳出予算の執行状況

(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3) 公営事業の業務の状況

(4) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が財政状況を説明するために必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に行う財政状況の公表は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概要を明らかにしたものとする。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、木曾広域連合公告式条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 2 号）第 2 条第 2 項の例による。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。